

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	3	府 省 庁 名 復興庁	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	被災代替家屋等に係る不動産取得税の特例措置の縮減・延長		
見直し内容（概要）	・ 現行制度の概要 ① 被災代替家屋に係る不動産取得税の特例措置 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等のうち、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「被災代替家屋」という。）を取得する者は、不動産取得税の特例措置を受けることができる。 ② 被災代替家屋の敷地の用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置 被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）に代わるものと道府県知事が認める土地を取得する者は、不動産取得税の特例措置を受けることができる。 ・ 見直しの内容 ① 被災代替家屋に係る不動産取得税の特例措置 現在、被災家屋の所有者等が、令和8年3月31日までの間に、被災代替家屋を取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないとする特例措置を受けることができるが、本特例措置の対象となる被災家屋の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年度末までに取得したものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。 ② 被災代替家屋の敷地の用に供する土地に係る不動産取得税の特例措置 現在、令和8年3月31日までの間に、従前の土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないとする特例措置を受けることができるが、本特例措置の対象となる代替家屋の敷地の用に供する土地の所在地を福島県内に見直した上で、適用期限を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。ただし、令和8年度末までに取得したものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		
関係条文	〔 地方税法附則第51条第1項及び第2項 〕		
増収見込額	[平年度] + 5（ ▲ 3 1 ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
廃止又は縮減の理由	東日本大震災から14年あまりが経過し、被災者による住宅再建が進み本特例措置の適用実績も減少傾向である。 一方、福島県については、現在も避難指示が続く地域や避難指示が解除されて間もない地域があり、また、震災当時福島県に居住していた住民の多くは長期にわたる避難生活を余儀なくされていることから、住宅再建を引き続き支援する必要がある。そのため、被災家屋等の所在地が福島県内のものに限り適用期限（令和8年3月31日）を3年間延長し、令和11年3月31日までとする。 ただし、令和8年度末までに取得したものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。		